

総合特別区域評価・調査検討会における評価結果の概要(平成25年度)

2. 分野等別状況 (2)地域活性化総合特区 ⑥まちづくり等分野(2/6)

	評価区分(*1)	総合評価 (ⅠとⅡの平均値にⅢを加味)	Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価	Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況	Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況等(*2)	総合評価に係る専門家所見(主なもの)
持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区(長岡市)	正	A 4.5	B 4.4 進捗度 ・住民基本台帳人口 97% ・市政への満足度(バス・電車など公共交通機関) 108% 『自立経営型NPO法人』が行う生活交通事業 100%又は(※)等 (※)は定性的評価	B 4.0 規制の特例等 ・過疎地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業 財政支援等 ・支援利子補給金 1件 地域独自の取組 ・公共交通等確保維持事業等	+0.25	<p>・NPO法人による生活交通事業が計画通り進捗(※1)していることは評価できる。</p> <p>・他方、規制緩和(※2)によるレンタカー事業の実施はこれからであり、同事業がNPO法人の自立経営を可能にするか、さらにNPO法人が持続可能な中山間地域づくりにどこまで寄与するかの評価については、今後の進展を待つ必要がある。</p> <p>※1:NPO法人による生活交通事業は、小国地域では平成24年度から、川口地域では25年度から開始された。山古志地域、太田地区では、26年度から開始予定とされている。</p> <p>※2:総合特区内で過疎地有償運送を行うNPO法人が、マイクロバスのレンタカー事業を行う場合、マイクロバス以外の車両を使用した2年以上のレンタル事業の実績を有していなくても、レンタカー事業開業当初から、他人の需要に応じて過疎地有償運送の用に供する自家用マイクロバスのレンタルを行うことが可能となった。</p>

◆評価書は[こちら](#)

◆評価結果は[こちら](#)

*1)「正」とは正評価、「準」とは準評価を意味する。

*2)「Ⅲ」については、「地方公共団体による総合評価の状況について」も評価している。